

## 入間市子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例 改正要旨

## 1 改正内容

## ①入間市子ども医療費の年齢拡大による改正

○子ども医療費の対象年齢を15歳を迎えた年の年度末までから18歳を迎えた年の年度末までに拡大する。(第1条入間市子ども医療費の支給に関する条例)

## ②県の条例参考例等の改正に伴う改正(条文の整備)

○助成の対象としない者として、他の都道府県又は市町村の実施する医療費助成を受けている者について、子ども医療の対象外として併給禁止の規定を追加する。(第1条入間市子ども医療費の支給に関する条例)

○現物給付について、定義規定を追加する。(第2条入間市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例)

○その他、県の条例参考例等の改正に伴う文言の整理を行う。

## ③入間市子ども医療基金条例の改正(県の制度改正)

○基金の対象について、県の補助金交付対象(令和6年4月から、通院:小学3年生、入院:中学3年生まで拡大)と、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業を財源とする「子ども医療基金」の補助金交付対象(小学校就学の始期に達している者)は重複できないことから、県の補助金は交付対象外となるよう、基金充当の対象を改める。(第3条入間市子ども医療基金条例)

## 2 施行日

①入間市子ども医療費の年齢拡大による改正 令和6年10月1日

②県の条例参考例等の改正に伴う改正 公布の日

③入間市子ども医療基金条例の改正 令和6年4月1日